



令和7年度概算要求 令和6年度補正予算



令和7年度 専修学校関係概算要求

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組

24億円 (22億円)

【人材養成機能の向上】

一部新規 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

9.1億円 (9.5億円)

中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

- ・人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校振興プログラム
- ・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証

拡充 専修学校の国際化推進事業

3.1億円 (2.5億円)

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

一部新規 高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業

1.4億円 (1.2億円)

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。

☆ 地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業

3.3億円 (3.3億円)

IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。

☆ 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業

4.0億円 (4.0億円)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

【質保証・向上】

一部新規 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

2.5億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組 14億円 (3億円)

☆ 私立学校施設整備費補助金

10.2億円 (1.2億円)

学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金

4.2億円 (1.3億円)

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

その他関係予算

○ 高等学校等就学支援金交付金 (内数)

4,061億円 (4,063億円)

○ 高校生等奨学給付金 (内数)

165億円 (147億円)

○ 高等教育の修学支援の充実 (内数) (こども家庭庁計上)

－億円 (5,438億円)

○ 日本学生支援機構の奨学金事業 (内数)

－億円 (974億円)

※貸与型無利子奨学金 (一般会計) 分

○ 国費外国人留学生制度 (内数)

185億円 (182億円)

(注) 予算額が「－」のものは事項要求。

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。2



令和6年度 専修学校関係補正予算（案）について

- 高等専修学校におけるDX人材育成事業
→年度内に公募予定
- 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
(大臣認定業務のシステム化に向けた検討)
- 私立学校施設整備費補助金
- 私立大学等研究設備整備費等補助金
→追加募集予定

高等専修学校におけるDX人材育成事業

令和6年度補正予算額（案）

2億円



文部科学省

現状・課題

①多様な学びを保障する高等専修学校

○高等専修学校について

- ・3年制 … 約55%（うちおよそ9割が大学入学資格付与校）
- ・1～2年制 … 約45%（大部分が准看護、理美容、調理）

○卒業後は、就労42.1%、専門学校進学32.9%、大学進学7.5%等

⇒後期中等教育における職業教育機関として、産業界との連携促進が必要。

②誰一人取り残さないための学校種

支援が必要な生徒



不登校経験の生徒



⇒入学時に不登校の生徒のうち85%が改善または改善傾向となる等、「学びのセーフティネット」として機能。

③成長分野を支える人材育成の強化

○「骨太の方針2024」において、成長分野への再編や先端技術に対応した教育の高度化等を通じ、専門学校を含む高等教育機関の機能強化を進めることは重要な課題と指摘。

○専門学校として、特にIT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、学科の「理系転換」等の再編を推進。

⇒高等教育段階の理系転換の流れを踏まえ、高等学校のみならず高等専修学校においてもデジタル等成長分野を支える人材育成の強化が必要。

事業内容

大学教育段階においてデジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、高等専修学校についても、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する。

支援対象

公立・私立の高等専修学校

※私立にあつては、高等課程を設置する（準）学校法人立の専修学校に限る。

補助上限

10,000千円/校（20校程度）

補助率

定額補助

○支援対象例

情報・数学等を重視したカリキュラムの開発・実施に必要な費用（ICT機器設備（ハイスペックPC、VR機器等）、その他教育設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等）

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

（4）科学技術の振興・イノベーションの促進

・DXハイスクール事業の継続的な実施等による初等中等教育段階における探究的・文理横断的・実践的な学びの推進や理数系教育の推進、情報教育の強化・充実とともに、成長分野への学部再編等や半導体の先端技術に対応した高専教育の高度化・国際化を始めとする大学・高専・専門学校の機能強化を図る。

事業スキーム



⇒デジタル等成長分野や各分野のDX化を支える人材育成の強化
⇒成長分野の担い手増加

アウトプット（活動目標）

◆ DX人材育成のための取組を支援。

⇒ 20校程度

◆ 同校におけるDX人材育成機能強化。

短期アウトカム（成果目標）

先行する取組を参考に、全国の高等専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実。

長期アウトカム（成果目標）

デジタル等成長分野で不足するDX人材の増。

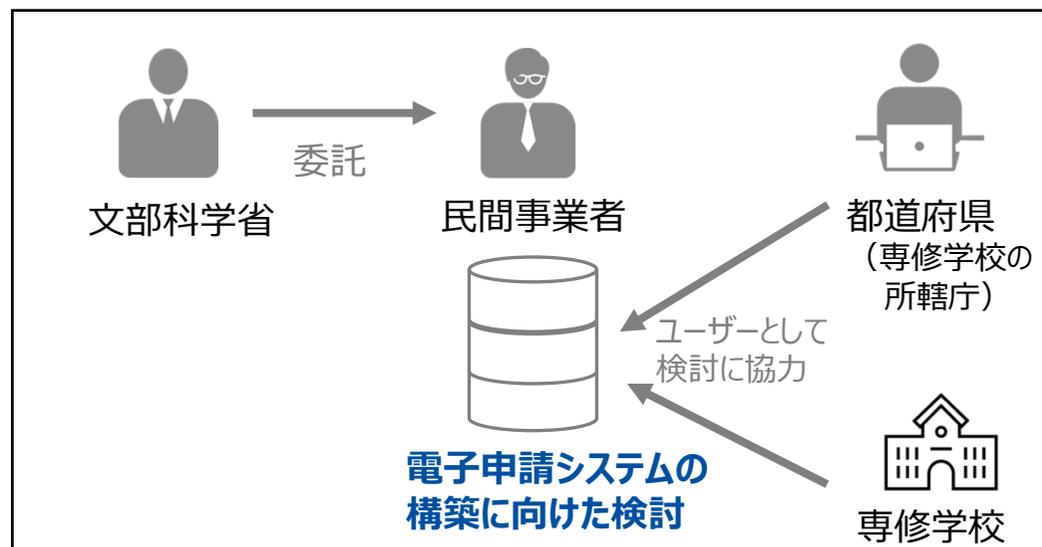
背景・課題

- 現在、専修学校関係では、職業実践専門課程をはじめ計8つの文部科学大臣認定制度があるが、令和7年度には、令和6年6月に公布された「学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）」により新たに規定される「専修学校の専攻科」に係る認定制度も創設される予定である。
- 申請者（専修学校）の負担軽減及び文部科学省における認定業務の効率化を図るため、認定制度共通の電子申請システムの導入が喫緊の課題となっている。
- 令和7年度から事前審査を行う予定としている「専修学校の専攻科」の認定業務での活用を目指し、可能な限り早期のシステムの構築が求められており、早急に専門的知見を取り入れた検討を行う必要がある。

事業内容

大臣認定業務のシステム化に向けた検討

令和7年度以降の可能な限り早期の電子申請システムの構築・運用開始に向け、必要となる機能や接続方法等の方向性を検討する。



アウトプット(活動目標)

- システムが有すべき機能・課題の抽出、整理

短期アウトカム(成果目標)

- 申請者（専修学校）の利便性向上、所轄庁（都道府県）及び認定者（文部科学省）の業務効率化

長期アウトカム(成果目標)

- 文部科学大臣認定制度の安定的な運用



修学支援新制度

高等教育の修学支援新制度に関する近年の検討経緯

- 令和2年度 「高等教育の修学支援新制度」施行
- 令和3年度 所得判定におけるみなし寡婦控除の適用
→ 令和2年度税制改正により新設された「ひとり親控除」について、新制度対象者の所得判定において、令和3年度の当初に前倒し適用
- 令和4年度 早生まれ学生等の生計維持者の収入額の算定方法の見直し
→ 新制度を利用する早生まれの学生等の所得判定について、同じ学年の子供は同じように取り扱い、不利にならぬよう生計維持者の収入額の算定方法を見直し
- 虐待等により保護者の元から避難した大学等への支援
→ 家計を急変させる予期できない事由(急変事由)に、父母等による暴力等からの避難を新たに追加(随時採用の申請を受け付けることが出来るよう運用を変更)
- 令和5年度 廃止要件「警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること」の緩和
→ 2回目の警告が、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみである学生等について、廃止ではなく、停止として取り扱い、翌期に廃止・警告要件に該当しない場合は復活(支援再開)
- 令和6年度 授業料等減免の中間層への拡大
→ 子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大、あわせて理工農系の中間層にも拡大
- 機関要件の見直し
→ 大学の経営困難から学生を保護する観点から、新制度の対象を定員充足率を8割以上の大学とするなど、機関要件の厳格化を実施
- 令和7年度 多子世帯の無償化
→ 多子世帯について、所得制限を設けず、国が定めた一定の額まで、大学等の授業料・入学料を無償化

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

令和6年度予算額 5,438億円
 給付型奨学金 2,864億円 授業料等減免2,573億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(470億円)は含まない。
 国・地方の所要額 5,908億円

【支援対象となる学校種】

大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校

【支援内容】 ①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

(参考)「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)抜粋

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1.ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

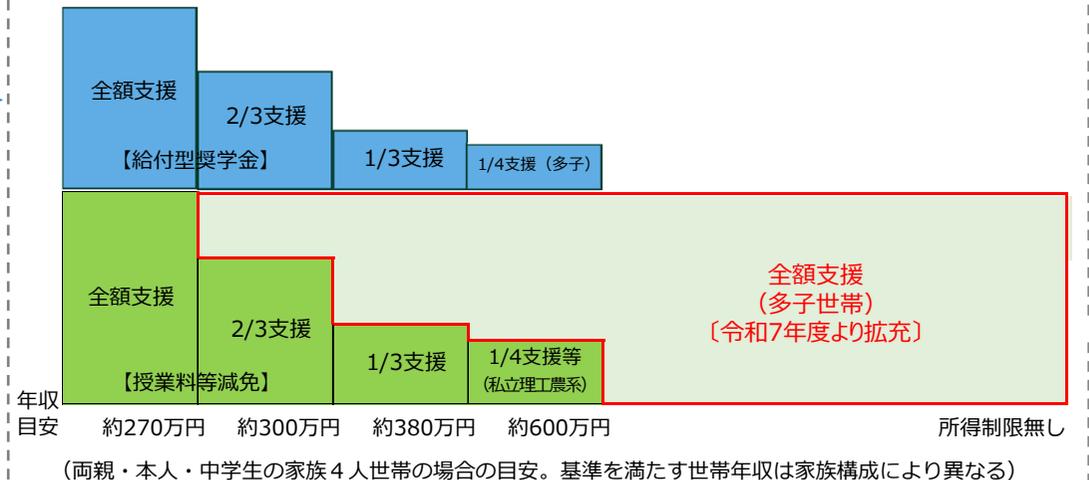
(4)高等教育費の負担軽減

- 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに2024年度から多子世帯(※1)や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償(※2)とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

※1 扶養される子供が3人以上の世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象)。

※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)とする。

支援額(イメージ)



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について【概要】

(高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議 報告(令和6年6月28日))

1. 趣旨

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)における学業要件等の見直しについて検討を行う。

「こども未来戦略」(抄)(令和5年12月22日閣議決定)

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、**対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図る**ことを含め、早急に具体化する。

2. 学業要件の在り方

本制度では、進学前の進路意識と学びの意欲、進学後の十分な学修状況を見極めた上で支援ができるよう、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、学修意欲や進学目的等を確認するとともに、進学後は学修意欲に加え、学習成果の質についても一定の学業要件が設けられている。

新制度開始後4年が経過すること等を踏まえ、学生等の学修意欲を喚起する観点から学業要件の適正化を図る。

廃止	現行の要件と今後の方針(現行→見直し)
修得単位数	適正化を図る観点から、修得単位数が標準単位数の5→6割以下
授業への出席率	適正化を図る観点から、授業への出席率が5→6割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況
その他の評価	・修業年限で卒業又は修了できないことが確定 ・「警告」に連続して該当(2回目の警告がGPA等の成績評価のみである場合は「停止」(令和5年10月から実施)としており、この効果を検証することが必要)
警告	現行の要件と今後の方針(現行→見直し)
修得単位数	適正化を図る観点から、修得単位数が標準単位数の6→7割以下
授業への出席率	授業への出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況
GPA等の成績評価	GPA等が学部等における下位4分の1(学修意欲の喚起に一定の効果がみられること、また令和5年10月から、2回目の警告がGPA等の成績評価のみである場合は「停止」としたことの効果を検証することが必要)

※現在、傷病・災害等の斟酌すべきやむを得ない事由がある場合、上記に該当しないこととしているが、今後、制度開始以降の実績等を踏まえ、具体的な事例を学生や大学等の関係者に対して示す。

3. 今後の検討課題

- ・大学・専門学校等における学修支援・生活相談の充実(特に「警告」「停止」「廃止」となった学生等への支援)
- ・初等中等教育段階における周知
- ・学修成果の評価の在り方(特に「停止」の効果等を踏まえたGPA等の成績評価の在り方)
- ・教育費負担軽減の実施状況や効果等を検証し、引き続き教育費負担軽減に取り組む必要性
- ・大学、専門学校等の学生等や中学生・高校生等の意見を受け止め反映する取組 など

会議委員 五十音順、◎座長

市原 康雄	学校法人名古屋技芸学園理事長
田名部 智之	全国高等学校PTA連合会副会長
仁科 弘重	国立大学法人愛媛大学学長
◎ 福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長 (前中央大学学長)
室橋 祐貴	日本若者協議会代表理事
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長 (前立教大学総長)

検討経緯

第1回 令和6年3月14日
高等教育の修学支援新制度の現状について

第2回 令和6年4月22日
学業成績等の要件について

第3回 令和6年5月24日
関係団体からの御意見について

第4回 令和6年6月17日
報告書(案)について



令和7年度からどう変わるの？

令和6年度以前からの在学者の方へ



警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下【変更なし】
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が6⇒7割以下★
⇒単位数が、
1年生……18⇒21単位以下
2年生……37⇒43単位以下
3年生……55⇒65単位以下
4年生……74⇒86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が
所属する学部等の下位4分の1【変更なし】

廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定【変更なし】
- ・出席率が5⇒6割以下★
⇒半期15回の授業のうち欠席が8⇒6回以上
- ・修得単位数が5⇒6割以下★
⇒単位数が、
1年生……15⇒18単位以下
2年生……31⇒37単位以下
3年生……46⇒55単位以下
4年生……62⇒74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当【変更なし】
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止

令和6年度以前から在学している方も、令和7年度からは、この要件が適用されます。



本制度の詳細についてはHPもご覧ください！



令和6年度からの機関要件及び猶予要件（専門学校）について

機関要件（いずれかに該当する場合対象機関としない）

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件（下記①・②いずれにも該当すること）
- ①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること
 - ②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件（専門学校）
直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

1と2いずれにも非該当

機関要件確認

①と②いずれにも該当

該当

非該当

確認取消

学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものであることが明確であり、収容定員に対する学生数が比較的安定的に充足し、資金の流出がない場合

該当

「要件を満たさなくなったことについて、(1)やむを得ない事由がある場合であって、(2)速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合には当該事情を考慮して確認要件を再び満たすまで、確認大学等にかかる確認の取消しを猶予するといった運用を行う」（「機関要件の確認事務に関する指針」）

の対象事由として取扱うことが可能。

地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予する。

A) 地域に類似の専門人材育成を行う機関が（原則として）他に存在しないこと。**※下記ア・イ両方の条件を充足**

ア「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献」

イ「他の教育機関による代替の困難性」

B) 当該学校の卒業生のうち地元で就職するものの割合が50%以上であること。

すべての条件を充足

都道府県知事等が認める場合は確認取消を猶予できる。

一部若しくは全条件未充足

確認取消

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、**学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための教育要件**を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。
※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、**経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件**を設定。

▶ 次の I 又は II のいずれかに該当する場合は、対象機関としない。（令和6年度から変更）

I . 次の①、②のいずれにも該当すること

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

II . （大学・短期大学・高等専門学校の場合）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消しを猶予する。

（専門学校の場合）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の5割未満

但し、地域の経済社会にとって、重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合は確認取消しを猶予する。

『『機関要件の確認事務に関する指針(2023年度版)』及び経営に係る要件の見直しに係る今後の予定や取扱い等について』(令和5年3月27日付事務連絡より)別紙3について(抄)

I 経緯・概要(略)

II 改正後の要件による機関要件確認審査の導入時期について

令和6年度の機関要件の確認審査から、改正後の要件による要件確認を実施予定。

III 改正後の経営に係る要件の取扱い(留意事項)について

(1) 「1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件」に係る留意事項

現行の確認取消しの運用においても、

- ① やむを得ない事由がある場合であって、
- ② 速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合

には、当該事情を考慮して、確認要件を再び満たすまで、確認大学等に係る確認の取消しを猶予するとの運用を行うことと「機関要件の確認事務に関する指針」に記載しているところであるが、上記①のやむを得ない事由として「1.」の要件に該当しつつも、該当した要因が、学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものであることが明確であり、収容定員に対する学生数が比較的安定的に充足し、資金の流出がない場合については、猶予の対象事由として取り扱うこととする。

(2) 「2. 収容定員に関する要件」に係る留意事項

② 「専門学校の場合」における「各都道府県知事等の判断基準」について

以下のA・B2つの要件を満たす場合に都道府県知事の判断により確認取消しを猶予することができるものとする。

A) 地域に類似の専門人材育成を行う機関が(原則として)他に存在しないこと(以下のア、イ両方を満たすこと)

ア 「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献」について

- ・当該課程の卒業・修了により国家試験受験資格又は国家資格が取得できる学校
- ・上記以外で都道府県知事が認める特定の資格取得のための教育を行っている学校
- ・職業実践専門課程に認定されている学科を設置する学校

のいずれかに該当

イ 「他の教育機関による代替の困難性」について

地域(通学圏)に同種の学科を設置する専門学校数が1校または極めて少ないこと 等

B) 当該学校の卒業生のうち地元で就職する者の割合が50%以上であること。

- ②「**専門学校の場合**」における「**各都道府県知事等の判断基準**」について
以下のA・B2つの要件を満たす場合に、確認取消しを猶予することが考えられる。
このことも踏まえ、都道府県知事において適切に御判断いただきたい。

A) 地域に類似の専門人材育成を行う機関が(原則として)他に存在しないこと

※以下のア、イ両方を満たすことが必要

ア「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献」について

以下の○のいずれかに該当する場合に条件を満たすと判断。

- 当該課程の卒業・修了により国家試験受験資格又は国家資格が取得できる学校
- 上記以外で都道府県知事が認める特定の資格取得のための教育を行っている学校
 - ・取得や受験資格のために当該課程の卒業・修了を必須としない国家資格
 - ・その他当該地域の実情に鑑みて必要性が高いと都道府県知事が認める民間資格を取得できる学校
- 職業実践専門課程に認定されている学科を設置する学校

※「資格」については当該地域の実情を踏まえるほか、「授業料等減免事務処理要領」第1章第2節(2)「適格認定に関すること」に記載されている「資格等」の考え方も参考にしつつ、猶予要件としてふさわしい資格が検討すること。

イ「他の教育機関による代替の困難性」について

以下の場合に条件を満たすと判断。

- ・地域(通学圏)に同種の学科を設置する専門学校数が1校または極めて少ないこと
- ・なお、地域に複数の機関が存在する場合でも、地域内に当該職域の人材が不足していることが客観的に明らか(例:求人倍率が高い、自治体や地域の職能団体から明文化された定員維持の要請がなされている等)であれば、条件を満たすと判断することが可。客観的な指標を用いて確認すること。

B) 当該学校の卒業生のうち地元で就職する者の割合が直近年度で50%以上であること。

- ・「就職者」の考え方については大学・短大・高等専門学校の場合に準じる。
- ・「地元」については、卒業後の勤務地が学校所在地(県内)であることを原則とする。大都市圏や県境付近の学校など、状況によっては経済的なつながり等を踏まえたうえで、都道府県知事が認める場合には、近隣県まで範囲を広げることも可能とする。

※全国唯一の学科を設置している学校や、全国的な企業と提携していて卒業生の大半が当該企業に就職する学校等、全国から生徒が入学し、卒業後には就職先が全国各地に分散するといった特段の事情がある場合は、そのことがわかる根拠資料を整理した上で、各都道府県において適切に判断すること。

令和6年3月29日付

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)別紙6より抜粋